

森林の整備に関する制度について

1	森林の整備に関する制度の概要	1
2	現行制度における間伐の対象森林	2
3	石川県における間伐の実施状況	2
4	石川県における間伐を巡る状況	3
5	造林事業における間伐の実施地域について	4
6	治山事業における間伐の実施地域について	5
7	森林整備に関する各県の動向	6

1 森林の整備に関する制度の概要

間伐等の森林整備のための主な現行制度として「造林事業」と「治山事業」がある。

区分	造林事業	治山事業
事業の目的	森林の多面的な機能の発揮及び山村地域の活性化	山地に起因する災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全等、森林（保安林）による公益的機能の維持増進
事業の内容	苗木の植え付け、保育、除間伐等を行い森林を育成	治山ダム等の構造物の施工と併せ、森林の復旧、保育等を行い森林を維持・造成
事業主体	地方公共団体、森林所有者から委託を受けた森林組合等	県
対象森林 (間伐の場合)	1 施行地 0.1ha 以上で、林齢が 16～35 年生の森林（全間伐対象林 59 千 ha のうち 28 千 ha） ※緊急間伐5カ年対策(H12～16)では 36～45年生の一部も対象	林齢が 16～40（最大 50）年生の保安林（全間伐対象林 59 千 ha のうち 9 千 ha）
補助率及び所有者負担	・補助率最高の場合：85% （国：51%、県：34%） （注）組合等に委託の場合、別途手数料 10～20%が必要 ・所有者負担：あり （委託の場合、事業費の 1/4 程度）	・補助率：100% （指定事業 国：1/2、県：1/2） 又は（保育事業 国：1/3、県：2/3） ・所有者負担：なし
近年の事業実施状況（間伐関係のみ）	H15：2, 377 ha （うち H14 経済対策補正繰越 711ha） H14：1, 419 ha H13：1, 487 ha	H15：627 ha H14：367 ha H13：327 ha
制度の特性	林業という経済行為もしくは森林所有者等の自発的な取組を助長して適切な森林整備を図る誘導的制度	伐採の制限等の私権の制約と併せて公的費用による整備・保全を図る行政執行的制度
事業推進上の課題	森林整備の推進は、森林所有者の経営管理意欲に委ねられており、採算性の悪化等により事業が停滞しやすい	保安林に指定されれば指定目的の消失などの理由がない限り解除ができないため、指定に慎重な所有者が少なくない

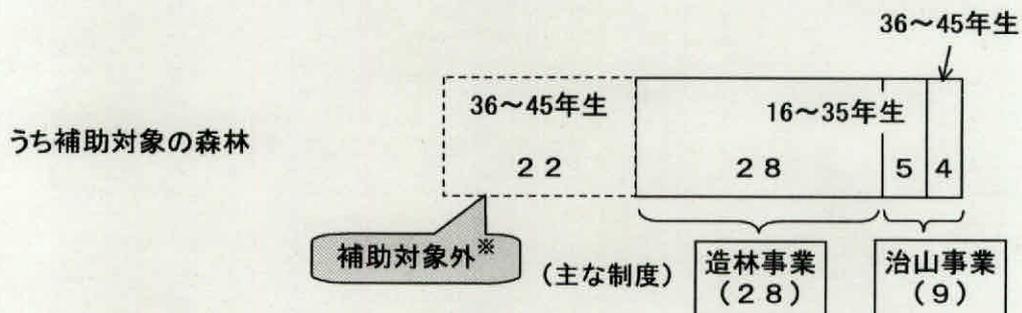
2 現行制度における間伐の対象森林

(石川県の人工林99千haについての制度の適用状況)

(単位：千ha)

人工林	普通林	保安林
	85	14

間伐対象林齢(16~45年生)の森林	普通林	保安林
	50	9



※ 16年度までは、この一部は「緊急間伐5カ年対策」で補助対象となっている

3 石川県における間伐の実施状況

(単位：ha、百万円)

区分		H11	H12	H13	H14	H15
造林事業	面積	1,525	1,525	1,487	1,419	2,377
	事業費	534	513	488	512	655
治山事業	面積	177	241	327	367	627
	事業費	86	140	173	174	242
その他	面積	301	567	567	384	349
計	面積	2,003	2,333	2,381	2,170	3,353

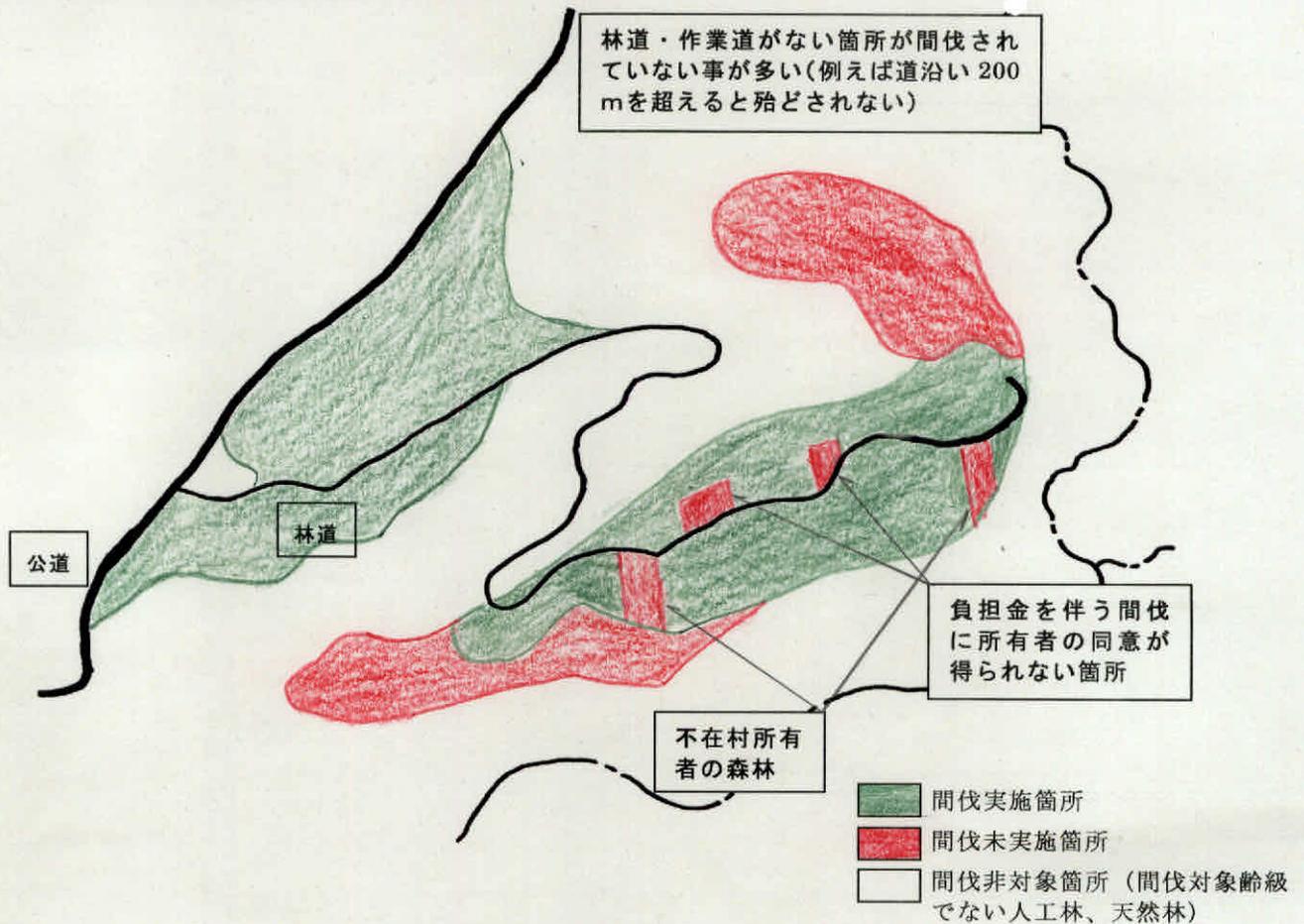
※ H15の造林事業の実績にはH14の補正繰越が含まれる(711ha、191百万円)

※ 造林事業の事業費は補助金額から算出した推計値

※ その他は、融資制度を活用したものや、緑資源機構等が実施したもの

5 造林事業における間伐の実施地域について

○間伐の実施状況の具体例



○造林補助事業で間伐が進まないケース

- ① 林業採算性が悪化している中で先行投資的な間伐に踏み切れない
(自己負担を出してまでも間伐する人が少ない)
中でも、40年生を超えるまで放置してきたような場合には、改めて手を入れようとはしない
- ② 施行地が奥地で不便なこと等のため、管理意欲が低下しており間伐が進みにくい
- ③ 不在村所有者は、地域で共同して森林施業を行う際にも了解が得られにくい場合があるなど、間伐が進みにくい

6 治山事業における間伐（本数調整伐）の実施地域について

治山事業に係る森林整備は、保安林で、森林所有者の責に帰さない荒廃森林又は荒廃のおそれのある森林を対象とする。

●不安定土砂の安定を図る床固工、本数調整伐等の森林整備を一体的に実施し、流域の保全、水資源の確保を図る。



●本数調整伐等の森林整備、伐採木を有効利用した柵工を一体的に施行し、土砂の流出防止、水源のかん養機能の向上を図る。



●土砂の流出を抑制する柵工、本数調整伐等の森林整備を実施し、土砂の流出による濁水の防止、水質の保全を図る。



●荒廃溪流の安定を図る谷止工、土砂流出の抑制を図る本数調整伐等の森林整備を実施し、山地災害を未然に防止する。



●急傾斜で成長不良な森林について、枝落し、除伐等の森林整備、伐採木の有効利用による柵工を実施し、荒廃森林の育成、保全を図る。



● 水源かん養保安林

● 土砂流出・土砂崩壊防備保安林

● その他の保安林

よみがえる**森**

⑤

東京都と山梨県境に広がる水源林



東京都の西端、小河内ダムからさらに多摩川をさかのぼると、兩岸の樹木はブナやツガの原生林に変わる。苔むした深い渓谷の底を流れる水は、四季を通して冷たく甘い。

都と山梨県にまたがる約二万一千杉の森が、東京都水道水源林だ。

森林には、良質な水を生み出す機能が

利用者負担で守る水源林

ある。草地で水が地面に浸透する深さは一時間あたり十二・八センチだが、すき間が多い森の腐食土壌では二十五・八センチに達する。浸透した雨水はゆっくり地下水流となり、渓谷に流れ出す。都水源林全体の土壌がためる水量は、小河内ダムの貯水量の五分の一に相当する。

山梨県下の標高5000メートルから2100メートルの御料林を譲り受け、造林と森林管理事業を開始したのだ。

現在、都水源林の管理費用は年間十三億円。一世紀を超える手厚い管理で、見事に森をよみがえらせている。

入材のため、国内材を育てても採算が取れない現状では、山の働き手は減る一方だ。このため、水の安定供給を求める下流自治体が、山林保全に支援せざるを得なくなってきた。

解決策として、水源林整備の負担を水道利用者へ直接求める例も出てきた。愛

三十九百万立方メートル。まさに緑のダムだ。

しかし明治時代、殖産興業政策で多摩川上流域は無計画に伐採され、裸地や崩壊地が続出、下流の洪水や濁水の原因となっていた。

水需要の増した旧東京府は、一九〇一年、

える——東京が先んべんを付けた試みは、近年、急速に広がっている。

林野庁の二〇〇一年の全国調査では、上下流域の自治体が森林整備で連携するケースは百十二件。前回調査（一九九七年）に比べ、約三割増えた。また運用益で上流の森林整備を支援する基金は現在、全国に四十九あるが、その三分の一は最近五年以内に設立されたものだ。

連携加速の背景には、林業の衰退がある。安価な輸

知県豊田市は、水道料金一立方メートルあたり一円を乗せして徴収、九四年から年間約四千六百万円を積み立てている。矢作川上流の六町村で昨年行われた人工林の間伐費用約一千二百万円を、この基金で全額負担した。

森林整備のために法定外目的税導入を検討している自治体も、高知、神奈川、鳥取県など二十五道県以上ある。

森林を守る費用をどのように調達するか——水の恩恵を受けるすべての人に突きつけられた問いだ。

平成14年11月6日(水)
読売新聞朝刊

「水源の森林づくり」着々

神奈川 目標500ヘクタール達成へ

神奈川県が本年度から始「事業が順調だ。事業は、水に管理するもので、高齢化してきている。県が協定した私有林の面積は、期中の昨年末で初年度の目標面積の五分の二を達成する勢いだ。

県は、森林づくりに「水の確保」の視点を取り入れ

平成10年1月7日(水)
日本農業新聞 朝・夕刊

た。水源地の私有林を公益的に評価、公的な財源で支援していく。間伐や枝打ちなどの管理支援や、針葉樹と広葉樹の混交林にして保水力を高め、「緑のダム」に転換していく。

支援策は、所有者から土地を借りて県が森林整備する「水源林整備協定」、所有者と県が分収契約を結ぶ「水源分収林」、さらに貴重な森林や水源地域は買い上げるなど、整備協定を最も重点的に進めている。事業は期間二十年間、総事業費は三千二百億円に上っている。

県の担当者が、九七年五月から対象の十三市町村に出向き、三十回を越す説明会を集落単位で開き、理解を求めてきた。

県の水源の森林推進室は、「所有者の理解が思った以上に高い。市民や法人からも植林などに参加したいとの問い合わせも多く、今後は県民参加型の多彩な森林づくりを目指したい」としている。

長野県

森林整備へ

「里親制度」

企業への支援で負担軽減

県林務部は来年度、森林整備のための「里親制度」を始める。県や市町村などの森林所有者が実施している森林整備事業の負担軽減策で、県が窓口となり、整備計画を立てた所有者に対し、企業が資金提供する仕組み。企業側は、整備した森林に社名を冠した名称を設定でき、森林の入り口などに同名の看板を立てる（ことなどができる）ため、宣伝効果を期待できる。

十三日の県会一般質問で、宮沢宗弘氏（社民連、南安曇郡）の質問に、田中知事が「長野モデル創造枠」事業として積極的に検討し実現していきたい」と述べた。

里親制度は「アダプトプログラム」とも呼ばれている。対象となる森林は、県や市町村、集落、個人などが所有する私有林。所有者は、荒廃が懸念される森林の間伐や枝打ちなどの整備計画を立て、その計画に対し企業が資金提供する。

県は昨年度以降、企業から寄付金を募り、地域全体で森林整備に取り組み森林整備パートナーシップ推進事業を実施している。林務部は「里親制度は、県外の大手企業の資金提供を想定している」としている。

信濃毎日 02・12・14

平成14年12月14日(土)
信濃毎日 新聞 朝・夕刊

種は芽吹くか

検証 04年度県当初予算案

天に向かってまっすぐ伸びたスギ、ヒノキを切り倒し、トラックに積み込む。県土の約七割四十八万五千畝を占める森林で、営々と重ねられてきた間伐作業。

源流をほぐむ大切な森林を守るためには、欠かせない作業だが、手つかずの森が年々増え、その荒廃は目を覆うばかりだ。県の新年度予算案には、森林を守り育てるために十三の事業が盛り込まれた。計三億円を超える事業費は、高知県に続き全国で一番目に導入する「おかや

森林税

「ま森づくり県民税」(森林税)でまかなう計画。石井知事は「産廃税に続く県独自の政策税制。先導的な取り組みで、環境行政をリードしたい」と意気込む。

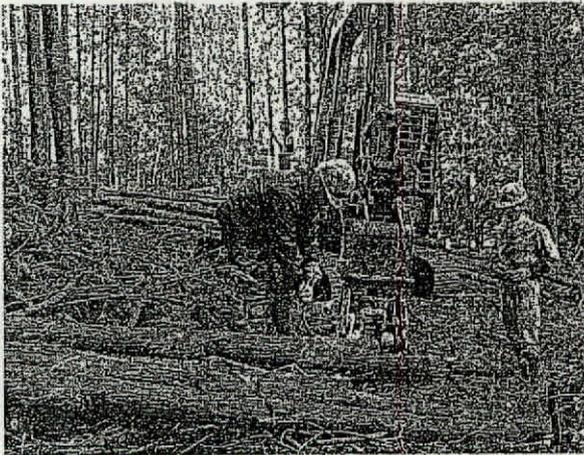
進む山離れ

県内の森林は92%が民有林。木材生産を目的に戦後植林したスギ、ヒノキの人工林がほとんどで、伐採の過剰期を迎えている。しかし、外国産に押された木材の価格は低迷。ピークだった一九八〇年に比べ、スギは約四割、ヒノキは半値に落ち込んでいる。林業離れは進み、森林の荒廃は拍

5

荒廃防止へ独自導入

車がかかる。一問伐を実施しない状態で放置しておけ。風10号災害では、集中土砂の流出、山崩、豪雨により、人工林の倒れといった災害の発生多し。県中北部で土砂崩れにつながる。県の森、れなどの被害が目立つ。藤元利政課長は説明した。



県内の森林で行われる間伐作業。新年度からは森林税が導入される。

県森林組合の高宮明 一億二千二百六十五万円を計上した森林機能強化事業では、林道から離れて採算が合わず、国庫補助の対象にない奥地林などの間伐を進める。国体競

住民も森林の受益者だ。技能場には県産材を利活用したいと強調する。たり、新たに林業を始める人を対象にした研修を支援、小学生に森林や水源に関する調査

おかやま森づくり県民税 個人は年間500円、法人は現行の県民税均等割の5%に当たる1000~40000円を徴収される。税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立て、森林保全のための事業に限って使われる。実施期間は04年度から5年間。その後、導入効果を検証し、見直しを検討する。県は当初、地方分権に伴って可能となったが、市町村の水道事業者が事務負担増などを理由に反発。再検討の結果、県民税に上乗せする普通税方式となった。



増税…大切な県民の理解

をしてもらう事業も計る。画している。森林税導入によって、県民は四月から等しく、県民税が五百円(年間)アップする。家計にとっては増税にほかならず、その使途に関心が集中するのは避けられない。「既存の事業と、県は森林税を充てる事業として、森林税で事業については、成果を報告する方針で、飯つきり区別山尚人税務課長は「県民の理解が今以上に得られないよう、使途や成り」と、早果をしっかりと広報していくと、「早果をしっかりと理解を求らぬ」と注目を。文がつけ、森林税の導入を提言した県税制懇話会の岡本輝代志会長(岡山商科大教授)は、新税導入の議論をしていた。県民税に上乗せするた経験を紹介し、「この特例条までやらなければ森林を守れないのか」と美言したが、使感した。県南の人は、新税は、県民の理解を得られ、森林に対する意識が高まるように使ってほしい」と希望している。(おわり)

森林税を来月導入

高知県 県民参加で環境保全

水源としての森林維持や災害防止などを目的に、高知県が議案提出している「森林環境税」が十九日に県議会で議決、四月から導入される。森林整備をめぐる新税は全国で初。二〇〇三年度から県民税に上乘せする形で一人・一人当たり年五百円を徴収する計画で、税収は年一億四千万円を見込んでいます。使途は、間伐など森林維持事

業のほか、県民へのPR活動などを想定している。森林税検討の土壌になったのは環境保護と地方分権の流れだ。橋本大二郎知事は検討を始めるに際し「幅広く負担を求め、幅広く負担できることを考えてもらう」と狙いを強調。議会の提案説明でも「森林の大切さや山村の現状の広報に加えて『こうち山の目』を制定し、県民参加の取り組みを進める」と述べた。徴税方法は、県民税に上乘せする超過課税方式を採用した。水道料金に上乘せする形の水道課税方式（法定外目的税）も検討したが、県民全体が幅広く負担できることと、徴税コストが低いことを理由に超過課税方式とした。同方式だと、一般税収と同じ扱いになるため、税収相当額を積み

立てて「森林環境保全基金」を新設。新税の経理を区分して、実質的な目的税としての性格を担保した。緊急に整備する必要のある民有林については、通常よりかなり多めに切る「強度間伐」を県が直接実施する。この間伐をする、自然に広葉樹が生えて森林保全に望ましい混交林になる。県と所有者が協定を結んで実施する。財源から見ると、五年間で混交林化できるのは千五百社となる見通しだ。

平成15年9月17日(月)
日本経済新聞(朝)・夕刊

放置人工林の整備や 県民参加の森づくり

新税の使途県案を示す

高知県は二〇〇五年四月から導入する「森林環境保全税」の使途案を先とめ、二十日の県議会総務産業常任委員会で報告した。事業内容は、県が直接、放置された人工林などを整備するハード事業と一般県民を対象に作業体験などを実施し、体験を通して森林の役割を

知ってもうひとつ事業の二本立て。県民から意見を聞き、九月に使途方法を正式決定する。ハード事業は「とっとと環境の森整備事業」とし、県が主体となって手入れされずに放置されてきた人工林の間伐を実施する。林内に光を入れて広葉樹の生育を促す。水

源かん養や県土保全などの公益的機能を発揮する針葉樹と広葉樹の混交林へと導いていく。荒廃地に森林を回復するための林地条件整備も行う。

ソフト事業は、NPO(民間非営利団体)や森林ボランティアなどを主体に、企画提案方式で行うととっとと県民参加の森

づくりを推進する。一般県民を対象に、間伐などの作業体験や源流探訪、学校林育成などの森林体験を通して森林を守り育てる意識の啓発を図る。

徴収規模は年間約一億円。税収は基金に積み立てて管理する。有識者や一般企業等による森林環境保全税関連事業評価

委員会を設け、事業の選定や効果を評価する。森林環境保全税は、県内に住所が家屋などがある納税者(個人)と、県内に事業所を置く企業(法人)が対象。個人には現行の個人県民税等(SKEP)に三百円を上乘せ課税。法人には現行の法人県民税等(SKEP)の3割相当額を上乘せ課税する。

鳥取県

平成16年7月21日(水)
日本経済新聞(朝)・夕刊